

教育 社会教育課からのお知らせ

問 社会教育課 文化公民館係
☎476-1111(421・422)

◆大崎町中央公民館・中沖地区公民館などの施設使用料を見直しました

平成29年4月1日から、以下のように大崎町中央公民館・中沖地区公民館などの施設使用料が時間単価になりました。これによって、ご利用の方が使用されたい時間分の使用料でご利用いただけるようになりました。

●大崎町中央公民館・中沖地区公民館施設などの新しい使用料金

公民館では2時間程度の文化活動や学習活動による利用が多いため、今回地域の皆さんがご利用しやすいように、使用料金を見直しました。

区 分		使用料(1時間あたり)			摘要	
		昼 間	夜 間	冷 暖 房		
中央公民館	各会議室		270円	270円	540円	
	生活研修室		270円	270円	540円	
	料理講習室		270円	270円	—	
	大ホール	入場料を徴しない場合	平日	1,620円	2,430円	冷房 1,620円
			土・日・祝日	2,430円	2,430円	
大ホール	入場料を徴する場合	平日	2,700円	4,050円	暖房 1,080円	
		土・日・祝日	4,050円	4,050円		
中沖地区公民館	集会室		540円	540円	1,080円	
	日本間		270円	270円	540円	
	会議室		160円	160円	320円	
	料理講習室		270円	270円	—	
弓道場		20円	20円	—	使用者1人につき	
陶芸棟		160円	160円	—		

- 『昼間』は午前8時30分から午後5時まで、『夜間』は午後5時から午後10時までとします。
- 使用料は、申請のあった時間分を支払っていただきます。申請された時間が1時間未満のとき、または当該時間に1時間未満の端数があるときは、これらを1時間に切り上げて算定します。実際の使用時間が申請された時間を超えたときは、30分ごとに0.5時間を加算します。超過時間30分未満の端数があるときは、これを30分として算定します。
- 使用料に10円未満の端数が生じたときは切り捨てます。
- 申請された時間よりも早く退室などされても、使用料は減額されませんのでご了承ください。
- 祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいいます。

●設備等使用料

公民館内の設備や備品の使用料金はこれまでどおりです。

種 別	単 位	使 用 料
ピアノ	1回1点につき	5,400円
舞台照明器具	1回1点につき	2,160円
放送器具	1回1点につき	1,290円
視聴覚器具	1回1点につき	2,160円
陶芸用電気窯	素焼き 1回につき	6,170円
	本焼き 1回につき	8,220円

設備などの使用料は、①午前8時30分から午後1時まで ②午後1時から午後5時まで ③午後5時から午後10時までを、それぞれ1回として支払っていただきます。ただし、陶芸用電気窯は、素焼き・本焼きを、それぞれ1回とします。

①～③までの時間区分を超えて使用したときは、1時間当たり、それぞれ1回の使用料の3割相当額を加算します。